

令和8年度バルーンを核とした体験型観光創出事業委託業務 仕様書

1 業務名

令和8年度バルーンを核とした体験型観光創出事業委託業務

2 目的

本業務は、本市最大の観光資源である熱気球(以下「バルーン」という。)を活用し、佐賀インターナショナルバルーンフェスタに集中する観光需要を年間を通じた観光需要へと転換するため、インバウンド向け係留体験を核とした体験型観光商品を造成するとともに、その市場ニーズ及び販売可能性を検証し、次年度以降の本格展開に向けた基礎データを取得することを目的とする。

また、本市が推進する「あたりまえ観光」の考え方のもと、本市ならではの地域資源であるバルーンの魅力を体験価値として磨き上げ、観光消費額の拡大及び持続可能なインバウンド観光の実現を目指す。

なお、本業務では、販売可能な観光商品の完成を目指すとともに、商品コンセプト、体験内容、価格帯、受入環境及び販路形成の方向性について検証を行い、次年度以降の本格展開につながる提案を取りまとめるものとする。

3 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日まで

4 委託上限額

11,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)

5 業務内容

(1)市場分析及び商品コンセプト設計

受託者は、本市の観光資源であるバルーンの魅力を活かし、インバウンド市場において競争力のある体験型観光商品を造成するため、市場分析及び商品コンセプトの設計を行うこと。

市場分析に当たっては、ターゲット市場における旅行ニーズや市場動向、競合商品等を把握するとともに、本市の地域特性や観光資源を踏まえた商品コンセプトを整理すること。また、商品設計に当たっては、体験内容、提供価値、価格帯及び販売条件等を総合的に検討し、市場ニーズ及び販売可能性を考慮した提案を行うこと。

なお、市場分析及び商品設計の手法については、受託者の専門的知見を活かした提案によるものとする。

(2)体験型観光商品の造成

受託者は、市場分析及び商品コンセプト設計の結果を踏まえ、インバウンド旅行者を対象とした販売可能な体験型観光商品を造成すること。

商品造成に当たっては、係留体験に加え佐賀バルーンミュージアムなど本市の地域資源を効果的に活用することで、本市ならではの魅力や体験価値を感じられる内容とすること。また、

商品価値の向上に資する取組として、パイロットとの交流その他バルーンの魅力を深く体感できるプログラムについても検討すること。

さらに、天候等の影響により係留体験を実施できない場合においても、体験価値を維持できる代替プログラムについて整理すること。

なお、本業務は商品の試作にとどまるものではなく、次年度以降の本格販売を見据えた販売可能な観光商品の完成を目指すものとし、具体的な商品構成及び体験内容については、受託者の専門的知見を活かした提案によるものとする。

(3) 受入環境の整理

受託者は、造成する観光商品の運営を見据え、インバウンド旅行者が安心して利用できる受入環境について整理すること。

受入環境の整理に当たっては、多言語による情報発信や案内、予約方法、安全管理、運営体制等について検討するとともに、観光客の利便性及び満足度の向上につながる改善事項を提案すること。また、市及び関係団体との役割分担や運営方法について整理し、継続的な商品運営を見据えた受入体制を提案すること。

(4) 市場性検証

受託者は、造成した観光商品の市場ニーズ及び販売可能性を検証すること。

市場性検証に当たっては、モニターツアーの実施、旅行会社、OTAその他関係事業者へのヒアリング、ターゲット市場に対する情報発信など、効果的な手法を組み合わせ実施するものとする。また、認知度向上及び市場ニーズの把握を図るため、SNSやデジタル媒体、影響力を有する発信者等を活用した情報発信についても提案すること。

検証結果については、参加者アンケートや関係事業者からの意見、閲覧数、問い合わせ、予約意向等を分析し、商品内容、価格帯、販売方法及び販路形成等について改善提案を行うこと。

(5) 次年度以降の展開に向けた整理

受託者は、市場性検証の結果を踏まえ、本格販売に向けた課題及び対応策を整理するとともに、商品内容、販売方法、販路形成及び受入体制について改善提案を行うこと。

また、本業務で得られた成果を踏まえ、次年度以降の本格展開に向けた事業の進め方について整理し、継続的な事業展開につながる提案を行うこと。

6 成果品

受託者は、業務完了時に、次に掲げる成果品を提出するものとする。

- (1) 業務報告書
- (2) 市場分析及び商品コンセプト設計に関する資料
- (3) 体験型観光商品の企画書
- (4) 販売に活用できる多言語の商品紹介素材(テキスト・写真・動画等)
- (5) 市場性検証結果報告書
- (6) 商品改善提案書
- (7) 次年度以降の展開に向けた提案書
- (8) その他、本業務において作成した資料一式
- (9) 上記成果品の電子データ

なお、成果品の提出部数及び提出方法については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。

7 留意事項

(1)受託者は、本業務の実施に当たり、市及び関係団体と十分な協議及び調整を行いながら業務を進めること。

(2)成果品に係る著作権その他一切の権利は、市に帰属するものとする。ただし、第三者の権利を侵害しないよう十分留意すること。

(3)受託者は、本業務により知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、本業務終了後においても同様とする。

(4)受託者は、本業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、市の承認を得た場合、この限りでない。

(5)本仕様書は、本業務の最低限の要求事項を示すものであり、受託者は、本業務の目的を達成するために有効と考えられる事項について、専門的知見を活かした提案を積極的に行うものとする。

(6)本仕様書に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、市と受託者が協議の上、決定するものとする。